

概要版

坂戸市

# こどもまんなか計画

令和7(2025)年度 ▶ 令和11(2029)年度

こどもの笑顔が輝くまち さかど



令和7年3月  
坂戸市

## 1 計画策定の背景・趣旨

急速な少子化や核家族化の進行、就労形態の多様化、地域のつながりの希薄化などに伴い、こどもや子育て家庭の孤立など、こどもたちを取り巻く環境が大きな変化を見せています。これに伴い、国では、平成24年8月に「子ども・子育て支援法」をはじめとする子ども・子育て関連3法に基づき、平成27年4月には「子ども・子育て支援新制度」をスタートさせ、令和元年10月から「幼児教育・保育の無償化」を実現させるなど、子育て支援策の充実に努めてきました。

このように子育て支援策が充実されていく一方で、昨今では、児童虐待やいじめ、ひきこもりといったこどもの権利を脅かす様々な事象が顕在化しつつあります。

これらを背景に、令和5年4月には「こども基本法」が施行され、同時に「こども家庭庁」が発足しました。また、同年には「こども大綱」が閣議決定され、「こども家庭庁」が中心となって、「こどもまんなか社会」の実現を目指す取組が開始されました。

坂戸市では、平成27年3月に策定した「坂戸市子ども・子育て支援事業計画」を令和2年3月に改定するとともに、子どもの貧困対策を含む「坂戸市子どもの健やか未来応援プラン」を平成30年3月に策定し、子ども・子育て支援施策を進めてきました。

本計画は、それら2つの計画と併せ、「こども大綱」を勘案し、本市の次代を担うこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができるよう、「こどもまんなか社会」を目指し策定するものです。

## 2 計画の位置付け

- 本計画は、こども基本法第10条第2項に基づく「市町村こども計画」として、本市のこども施策の推進に係る基本的な方向性を示したものです。
- 子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」や次世代育成支援対策推進法第8条に基づく「市町村行動計画」、子ども・若者育成支援推進法第9条第2項に基づく「市町村子ども・若者計画」、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条第2項に基づく「市町村におけるこどもの貧困の解消に向けた対策についての計画」、成育医療等基本方針に基づく計画策定指針に基づく「母子保健計画」、母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく「自立促進計画」を包含する計画として一体的に策定しています。
- 「第7次坂戸市総合計画」を上位計画とし、その他関連計画と整合性を図っています。

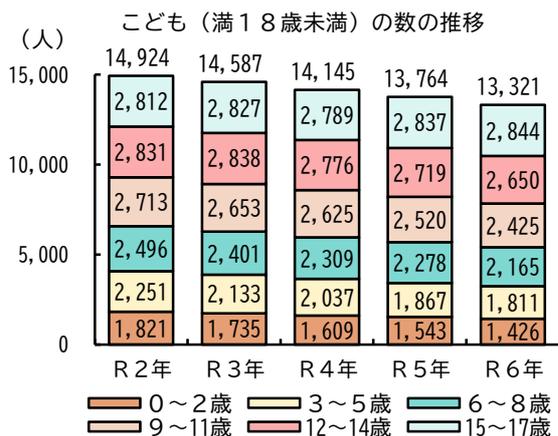
## 3 計画の期間

本計画の計画期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

## 4 坂戸市の子どもと家庭をとりまく状況

### 1 子ども（満18歳未満）の数の推移

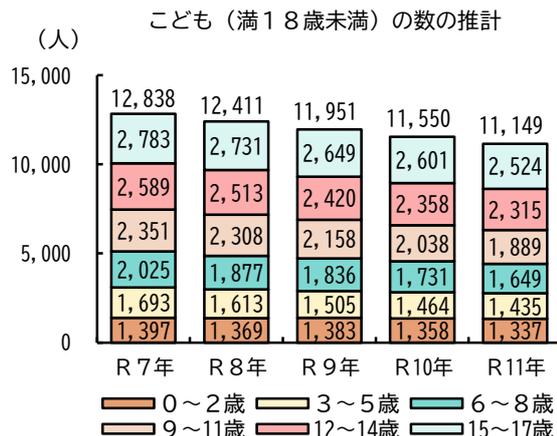
本市の満18歳未満のこどもの数の推移をみると、減少傾向であり、平成27年と比較すると、令和6年には約2,700人減の13,321人となっています。



資料：住民基本台帳（各年1月1日）

### 2 子ども（満18歳未満）の数の推計

令和7年から令和11年までの本市の満18歳未満のこどもの数の推計をみると、全ての年代において、年々減少する見込みとなっています。

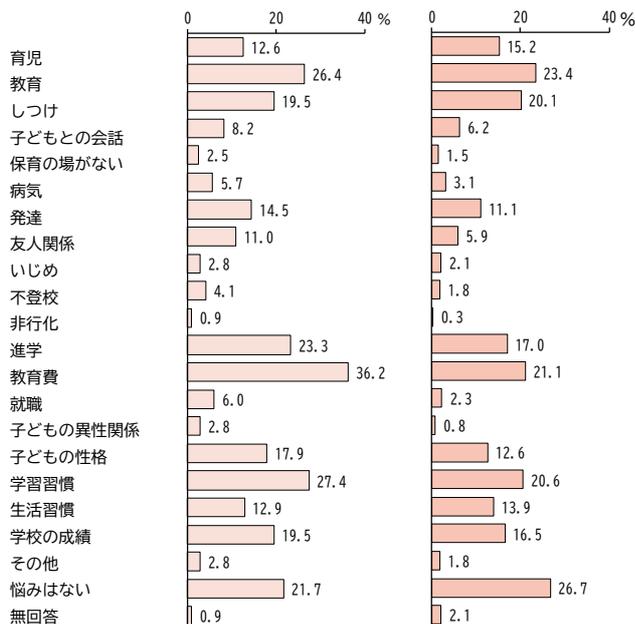


資料：住民基本台帳を基にコーホート変化率法を用いて推計

### 3 子育てについて悩んでいること

公的援助調査では、「教育費」の割合が36.2%と最も高く、次いで「学習習慣」の割合が27.4%、「教育」の割合が26.4%となっています。

一般調査では、「悩みはない」の割合が26.7%と最も高く、次いで「教育」の割合が23.4%、「教育費」の割合が21.1%となっています。

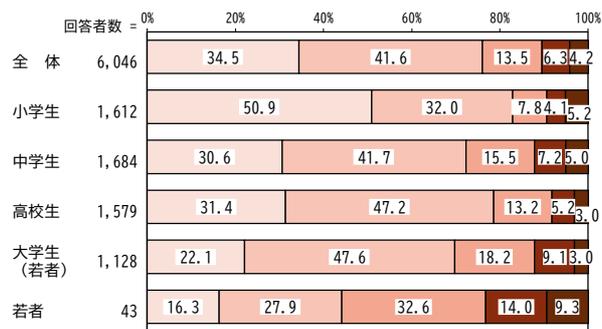


□ 公的援助調査※1 (回答者数 = 318) □ 一般調査※2 (回答者数 = 389)

資料：保護者アンケート調査（令和6年2月）

### 4 自分の将来について明るい希望を持っているか

対象者別にみると、若者で「どちらかといえば、希望がない」の割合が高くなっています。



□ 希望がある □ どちらかといえば、希望がある  
 ■ どちらかといえば、希望がない ■ 希望がない  
 ■ 答えられない □ 無回答

資料：子ども・若者アンケート調査（令和6年5月）



※1 調査対象者：公的援助を受けている18歳未満のこどもの保護者

※2 調査対象者：18歳未満のこどもの保護者を無作為抽出

## 5 基本目標と施策の方向

### 基本目標1 こども・若者が将来に希望が持てる環境を整えます

#### (1) こども・若者が意見を表明する機会の提供

全てのこども・若者に対して、市政に関するもののほか、その他全般について広く意見を聴く機会を設けるとともに、意見を表明することができる機会の提供に努めます。

#### (2) 確かな学力、豊かな心や健やかな体の育成

家庭・学校・地域及および関係機関が連携して、成長過程にあるこども・若者が、基本的な生活習慣や規範意識を形成し、基礎学力と体力を身につけられるよう支援を進めます。

また、こども・若者が多世代との交流、社会参加等を通じて、人間形成の基礎となる道徳性など豊かな心や健やかな体を育むことができるよう支援します。

#### (3) 不安や生きづらさを抱えるこども・若者への支援

社会生活に馴染めないなどの生きづらさや、学校生活・将来の生活に不安を抱えているこども・若者に対し、生きづらさや不安の解消、安定した家庭環境の構築につながる取組を関係機関と連携して進めることで、将来に希望が持てる環境づくりに努めます。

#### (4) 配慮が必要なこども・若者への支援

配慮を必要とするこどもの健やかな発達を支援し、安心して地域生活を送ることができるよう、こどもとその保護者に対応するきめ細かな支援を進めることで、配慮を必要とするこども・若者が自立や社会参加に向けた主体的な取り組みができる環境づくりに努めます。

#### 【基本目標1の指標】

	現状値(参考値) (令和6年)	目標値 (令和11年)
国や自治体の政策について自分の意見が聴いてもらえていると思うこども・若者の割合	33.5%	45%
自分の将来に明るい希望を持っているこども・若者の割合	76.1%	80%
困ったときに助けてくれる人がいると思うこども・若者の割合	88.6%	95%
障害のある子ども・若者、発達に特性のある子ども・若者の地域社会への参加・包容(インクルージョン)が推進されていると思う保護者の割合	28.5%	40%

### 基本目標2 子育て・子育てを支援します

#### (1) 子育て家庭に寄り添ったサービスの充実

こどもの年齢や特性に応じて適切な教育・保育サービスや子育て家庭に寄り添ったサービスが受けられるよう支援します。

#### (2) 子育て親子の交流の場づくり

子育て親子が交流できる場づくりを行うことで、楽しみながら子育てができる環境づくりを進めます。



### (3) 保健・医療体制の確保・充実

こどもの健やかな成長を応援するため、各種健康診査や医療体制の充実等を図るとともに、適切な育児情報の提供や健康相談を実施することで育児不安の軽減を図ります。

また、支援が必要な家庭を早期に把握し、関係機関との連携を図りながら、専門的な相談につなぐことで、子育て家庭が自信とゆとりを持って子育てができるよう支援を進めます。

### (4) こどもの居場所づくり

安心してこどもが過ごすことができる場として、放課後児童クラブの充実を進めるとともに、児童厚生施設、教育・保育施設を活用したこどもの居場所づくりを進めます。

また、地域で自主的にこどもの居場所づくりを進めている団体に対する支援を進めます。

### (5) 安全・安心な生活環境の整備

こども・若者が安全・安心で快適に暮らせるまちづくりを進めるため、自分たちの安全は自分たちで守る地域力を高める活動を進めます。

また、地域、行政、警察、消防、教育・保育等の関係機関が連携して、防犯・防災・交通安全教育を推進します。

#### 【基本目標2の指標】

	現状値(参考値) (令和6年)	目標値 (令和11年)
こどもや子育てに悩みがない保護者の割合	26.7%	40%
普段自分で健康だと思っている保護者の割合	90.5%	95%
居場所があると思うこども・若者の割合	85.2%	90%
社会生活や日常生活を円滑に送ることができていると思うこども・若者の割合	65.6%	70%

## 基本目標3 保護者が安心して子育てができる環境を確保します

### (1) 子育て家庭への経済的支援の充実

子育て家庭等が安心して生活が送れるよう、生活を下支えする経済的支援として、児童手当やこども医療費の支給等の給付事業の推進を図ります。

### (2) 仕事と子育ての両立の支援

仕事と子育てが両立できるようワーク・ライフ・バランスに関する普及啓発に努めるとともに、女性の就労や男女共同参画の推進により、子育てがしやすい環境づくりに努めます。

### (3) 地域におけるこども支援の強化

地域の協力を得ながら、子育て家庭のニーズに応じた様々なこども・子育て支援を実施します。

### (4) 子育て関連情報の提供

子育てに関する悩みの解消や子育ての楽しさを感じてもらえるよう、様々な機会や手段を活用し、個々のニーズに応じた情報が入手できるよう、子育て関連情報の提供に努めます。

#### 【基本目標3の指標】

	現状値(参考値) (令和6年)	目標値 (令和11年)
経済的理由により、中退や進学断念の可能性が低いと思う保護者の割合	45.2%	55%
結婚、妊娠、子ども・子育てに温かい社会の実現に向かっていると思う保護者の割合	36.3%	50%
社会において、共働き・共育て(家庭内で男女ともに仕事や家事、子育てに参画すること)が推進されていると思う保護者の割合	46.0%	55%
妊娠・出産について満足している保護者の割合	74.5%	80%

## 6 量の見込みと提供体制の確保について

### 1 幼児期の学校教育・保育の充実

単位：人

		1号	2号	3号	
		3歳以上教育希望	3歳以上保育が必要	1・2歳 保育が必要	0歳 保育が必要
令和7年度	量の見込み	804	910	572	165
	確保方策	1,395	1,056	499	135
令和8年度	量の見込み	766	922	558	157
	確保方策	1,395	1,056	499	135
令和9年度	量の見込み	715	947	572	150
	確保方策	1,067	1,185	554	135
令和10年度	量の見込み	695	927	561	142
	確保方策	1,067	1,185	554	135
令和11年度	量の見込み	681	913	553	134
	確保方策	1,067	1,185	554	135

### 2 地域子ども・子育て支援事業の充実

			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
利用者支援事業	①基本型 (カ所)	量の見込み	1	1	1	1	1
		確保方策	1	1	1	1	1
	②こども家庭センター型(カ所)	量の見込み	1	1	1	1	1
		確保方策	1	1	1	1	1
	③地域子育て相談機関(カ所)	量の見込み	6	6	6	7	7
		確保方策	6	6	6	7	7
延長保育事業 (人/年)	量の見込み	1,384	1,336	1,293	1,264	1,242	
	確保方策	1,690	1,690	1,874	1,874	1,874	
放課後児童健全育成事業 (人/年)	量の見込み(総数)		1,038	1,049	1,029	1,002	972
	低学年		703	685	670	642	621
	高学年		335	364	359	360	351
	確保方策(定員)		966	996	1,026	1,026	1,026
	施設数		14	14	14	14	14
子育て短期支援事業 (人日/年)	量の見込み		8	8	8	8	8
	確保方策	ショートステイ・トワイライトステイ	8	8	8	8	8
		実施箇所数	1	1	1	1	1
乳児家庭全戸訪問事業 (人/年)	量の見込み		450	440	434	426	419
	確保方策		実施機関：市民健康センター				

			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会、その他の者による要保護児童に対する支援に資する事業(人/年)	量の見込み	育児支援家庭訪問	-	-	-	-	-	
		要保護児童対策地域協議会ケース数	100	100	100	100	100	
	確保方策		実施機関：こども家庭センター、要保護児童対策地域協議会構成機関					
地域子育て支援拠点事業(人回/月)	量の見込み		3,090	2,982	2,888	2,822	2,772	
	確保方策	児童センター	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	
			4	4	4	4	4	
	つどいの広場	1,200	1,200	1,200	1,800	1,800		
2		2	2	3	3			
一時預かり事業	①幼稚園における一時預かり事業(人日/年)	量の見込み		5,824	5,549	5,177	5,036	4,937
		確保方策	認定こども園・幼稚園	36,000	36,000	36,000	36,000	36,000
			実施箇所数	8	8	8	8	8
	②上記以外(人日/年)	量の見込み		9,417	9,088	8,802	8,600	8,448
		確保方策	保育園等	45,550	45,550	45,550	45,550	45,550
			実施箇所数	10	10	10	10	10
			ファミリーサポートセンター	300	300	300	300	300
			実施箇所数	100	100	100	100	100
病児保育事業(人日/年)	量の見込み		647	624	604	590	580	
	確保方策	病児施設	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	
		実施箇所数	1	1	1	1	1	
子育て援助活動支援事業(人日/年)	量の見込み		540	501	490	462	440	
	低学年(1~3年)		383	376	352	332	308	
	高学年(4~6年)		1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	
妊婦に対して健康診査を実施する事業(人/年)	量の見込み		450	440	434	426	419	
	確保方策		実施場所：委託医療機関他 実施機関：市民健康センター					
子育て世帯訪問支援事業(人日/年)	量の見込み		10	10	10	10	10	
	確保方策		10	10	10	10	10	
児童育成支援拠点事業(人/年)	量の見込み		-	-	5	5	5	
	確保方策		-	-	5	5	5	
親子関係形成支援事業(人/年)	量の見込み		5	5	10	10	10	
	確保方策		5	5	10	10	10	
産後ケア事業(人日/年)	量の見込み		420	630	770	910	1050	
	確保方策		実施場所：委託医療機関他 実施機関：市民健康センター					
妊婦等包括相談支援事業(回/年)	量の見込み		1,350	1,320	1,302	1,278	1,257	
	確保方策	こども家庭センター	225	220	217	213	210	
		上記以外	1,125	1,100	1,085	1,065	1,047	
乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)(人日)	量の見込み	0歳児	-	10	10	10	10	
		1歳児	-	15	14	14	13	
		2歳児	-	15	14	14	13	
	確保方策	0歳児	-	10	10	10	10	
		1歳児	-	15	14	14	13	
		2歳児	-	15	14	14	13	

## 7 計画の推進体制

本計画の推進にあつては、行政だけでなく、様々な関係団体と連携・協働して取組を進めていく必要があります。

そのため、庁内各部署、関係する行政機関、学校、教育・保育施設、民生委員・児童委員、警察、医療機関、民間事業所、自治会、地域ボランティア等と連携協力体制を構築し、こども・若者や子育て家庭を支援していく取組を推進していきます。

## 8 計画の進捗管理

計画の推進にあつては、毎年度、計画の進捗状況について取りまとめ、実施状況の点検・評価を行うとともに、「量の見込み」や「確保方策」についても、必要に応じて見直しを行うこととします。

また、計画を効果的かつ実効性のあるものとするため、PDCAサイクルによる効率的な進捗管理を行います。

PDCAサイクルのイメージ



坂戸市こどもまんなか計画（概要版）

令和7年3月

発行：坂戸市  
編集：坂戸市役所 こども健康部 こども支援課  
〒350-0292 坂戸市千代田一丁目1番1号  
TEL 049-283-1331（代表）